

# 運輸安全マネジメント

## 『輸送の安全に対する基本的な方針』（令和4年度）

（令和4年4月～令和5年3月）

- ①社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを強く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また現場における安全に関する声に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ②輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行する事により、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全性に関する情報については積極的に公表する。

## 『輸送の安全に対する目標』

（令和4年度）

（令和4年4月～令和5年3月）

- ①安全教育の徹底  
安全方針を全従業員に徹底させるため、教育、研修を実施すると共に、報告連絡体制を確立し、必要な情報の伝達と共有に努めます。
- ②交通事故の減少  
重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定する自動車事故）の発生数値目標：ゼロとします。  
軽微な接触等を含め、交通事故の発生件数を前年比20%減とします。  
令和3年度目標（人身事故）0件（物損事故）3件以下  
令和4年度目標（人身事故）0件（物損事故）2件以下
- ③安全運転の敢行  
安全運転の徹底を図り同時に省エネ運転に活用します。
- ④安全に関する投資  
ドライバーの安全教育、運行管理者・補助者の研修、事故防止活動、事故防止装置の導入を積極的に行います。
- ⑤車両故障起因による事故防止  
車両の故障による事故防止の為、保有車両全車の車検・定期点検・日常点検を確実に実施します。
- ⑥健康起因による事故防止  
健康状態を起因とする事故を防止する為、健康診断・人間ドックの全員受診と受診後の所見に対する再診勧告等、経過管理を実施します。